

○福岡県警察職員服務宣誓規程

昭和29年7月1日

福岡県警察本部訓令第1号

福岡県警察職員服務宣誓規程を次のように定める。

福岡県警察職員服務宣誓規程

第1条 福岡県警察職員の服務宣誓に関する条例（昭和29年福岡県条例第39号）による

服務の宣誓に関する細目は、この規程の定めるところによる。

第2条 服務の宣誓は、別表に掲げる区分に応じ、同表下段に掲げる者の面前において行う

ものとする。

第3条 宣誓書は、所定の様式に基づき作成し、署名押印するものとする。

第4条 宣誓書はすべて、警務課において保管するものとする。

別表

警視の階級にある警察官及び同相当職の警察行政職員並びに初任科生	警察本部長
県警察本部勤務の警部以下の警察官及び同相当職以下の警察行政職員	警務部長
福岡市警察部勤務の警部以下の警察官及び同相当職以下の警察行政職員	福岡市警察部長
北九州市警察部勤務の警部以下の警察官及び同相当職以下の警察行政職員	北九州市警察部長
警察署に勤務する警部以下の警察官及び同相当職以下の警察行政職員	警察署長